

監査委員公表第2号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成29年6月22日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

定 期 監 査 報 告 書

三 浦 市 監 査 委 員

1 監査の実施期間

平成 29 年 4 月 17 日～平成 29 年 6 月 2 日

2 監査の対象部課

市民部（市民協働課、市民サービス課、南下浦出張所、初声出張所、統計情報課）及び教育部[教育総務課、学校教育課（教育研究所を含む）、学校給食課、文化スポーツ課、青少年教育課、図書館、南下浦市民センター、初声市民センター]

3 監査の対象範囲

平成 28 年度に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第 2 項の規定による事務の執行）

4 監査の実施方法

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものを抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から不作為に抽出した事務事業が法令・条例・規則等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) つり銭資金及び有償頒布物並びに印紙類が適切に管理されているかを立会いにより確認した。
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。

5 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 個別の補助要綱は整備されているか。
- (4) 契約事務が適正に執行されているか。
- (5) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理上の一部に注意すべき事項が見受けられたので、今後、適正な事務執行について努力されたい。